

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
全国農業会議所会長

） 殿

農林水産省^(注1)農村振興局長

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の明確化等について

昨年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（以下「見直し方針」という。）において、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農地転用の許可や農用地区域からの除外等の要件の緩和又は明確化を行うこととされたので、下記事項に留意の上、制度の適正な運用に努められたい。

また、見直し方針及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）等の施行に伴う農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の改正等を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）及び「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正することとしたので、御了知願いたい。

なお、「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準の策定について」（平成20年4月15日付け19農振第2127号農林水産省農村振興局長通知）は廃止する。

また、貴管内の都道府県知事に対しては、別途通知済みであるので申し添える。^(注2)
また、このことについて、貴管内の市町村及び農業委員会に対し周知願いたい。^(注3)

注1：内閣府沖縄総合事務局長、各都道府県知事及び全国農業会議所会長宛のみ記載する。

注2：各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長宛のみ記載する。

注3：各都道府県知事宛のみ記載する。

記

1 農業の六次産業化の推進

(1) 農用地区域内での農家レストランの設置

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「戦略特区法」という。）第26条の規定に基づく、農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・農林水産省令第4号）が平成26年4月1日に施行された。

この措置については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、その効果を検証し、全国に適用することも検討するとされたところであるが、全国に適用するか否かについては、戦略特区法に基づき、認定区域計画（戦略特区法第11条第1項に規定する認定区域計画をいう。）の進捗状況に関する評価結果等を踏まえて総合的に判断することとしている。

(2) 農用地区域内での農畜産物の製造（加工）施設及び販売施設の設置

農畜産物の製造（加工）施設及び販売施設について、六次産業化を推進し、農業者の所得の増大等を図る観点から、農業者自らが生産する農畜産物を含めて、当該施設が設置される農業振興地域内で生産される農畜産物を主として使用するものであれば農用地区域内に設置できるよう農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第21号）が平成26年4月1日に施行されたところである。

市町村は、農畜産物の使用状況等の定期的な把握に努め、その結果、使用状況等が要件に適合していない場合には、農用地区域内の土地の農業上の利用の確保を図るための措置を講じるものとする。

2 再生可能エネルギーの利活用の促進

(1) 第1種農地における再生可能エネルギー発電設備の設置

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づき、市町村が基本計画の中で再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「発電設備整備区域」という。）を設定するに当たり、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても同区域に含めることができることとし、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とすることとしている。

なお、発電設備整備区域に含めることができる再生利用困難な荒廃農地等の具体的な基準等については、同法の基本方針の策定と併せて明確にする予定である。

(2) 農用地区域内での稲わら等のバイオマス施設の設置

農業生産活動により生じる家畜ふん尿、稲わら、もみがら等のバイオマスを利用してたい肥化、発電等を行う施設は、農用地区域内に設置できる農業用施設に該当する。

3 集落の維持等農業・農村の活性化

(1) 「集落接続」の取扱い

ア 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第33条第4号の「集落に接続し

て」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。

この場合、集落の周辺の農地は、集落に居住する者の営農上必要な苗畑、温室等の用途に供されている場合も多いことから、地域の農業の振興の観点から、当該集落の土地利用の状況等を勘案して周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断することとしても差し支えない。

(ア) 転用許可（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可をいう。以下同じ。）の申請に係る農地の位置からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。

(イ) 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と転用許可の申請に係る農地の距離が最小限と認められること。

イ なお、集落に接続していると判断する既存の集落と転用許可の申請に係る農地との距離については、当該集落の周辺の農地の利用状況等を踏まえ個別具体的に判断すべきものであり、あらかじめ画一的に定めること（例えば、既存の集落から50メートル以内は集落に接続していると判断すること等）は適当でない。

(2) 「休憩所等に含まれるコンビニエンスストア及びその駐車場」の取扱い

コンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げる細分類5891に分類されるものをいう。）及びその駐車場（以下「コンビニエンスストア等」という。）は、本来的には飲食料品小売業に供する施設であるが、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストア等が自動車の運転者の休憩所と同様の役割を果たしていることを踏まえ、当該施設を農地法施行規則第35条第4号の「これら（休憩所）に類する施設」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(3) 「農業用施設の利用者のための駐車場等」の取扱い

農業用施設等の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、事務所等については、当該農業用施設等に併設して設置される場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第4号の農林水産省令で規定する農業用施設に含まれるが、駐車場、トイレ、事務所等の規模については、当該施設等で農業に従事する者や当該施設等を利用する者の数等を勘案して規模が過大とならないよう留意されたい。

(4) 「家畜等の管理のため畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合」の取扱い

耕作又は養畜の業務を営む上で、飼養牛の分娩時の事故防止等のため、昼夜の区別なく緊急に対応する必要がある場合等に、畜舎等に隣接するなど当該施設から至近の位置に当該業務を営む者の住宅を設置することが必要となる場合がある。

この場合において、市町村は、当該住宅について、必要に応じて、条例に基づく地域の農業の振興に関する計画（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第26号の2）、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（同項第27号）又は農業振興地域整備計画（同項第28号）に定める施設に地域の農業の振興を図る上で必要となる耕作又は養畜の業務を営む者の住宅として位置付けることができる。

これら計画の策定に当たっては、集团的農地の効率的利用に支障が生じることのないよう、集团的農地の縁辺部に施設を配置すること、また、規模等が通常必要とされる面積等からみて過大なものとならないようにすること等に留意されたい。

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(別添) 農業振興地域制度に関するガイドライン</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 法第5条の2関係(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 目標の達成状況の公表(法第5条の2第2項) (削る。)</p> <p>第8～第22 (略)</p> <p>農業振興地域制度に関する参考様式集</p> <p>(注意事項) (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 法第3条関係(定義) (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 法第3条第4号に掲げる土地(農業用施設用地)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>規則第1条第3号に規定する施設は、当該施設を設置・管理する農業者(以下(2)において単に「農業者」という。)が生産する農畜産物の製造(加工)又は販売を行う施設であって、農業生産を行う上で必要不可欠な次に掲げるものをいう。</u></p> <p>① <u>規則第1条第3号イに掲げる施設</u> 規則第1条第3号イに掲げる施設は、農業者自らの生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域内で生産される農畜産物(以下「農業者自らの生産する農畜産物等」という。)の製造(加工)施設であって、農業者自らの生産する農畜産物等の使用の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いものをいう。</p>	<p>(別添) 農業振興地域制度に関するガイドライン</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 法第5条の2関係(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 目標の達成状況の公表(法第5条の2第2項)</p> <p>(1) <u>公表の時期</u></p> <p>(2) <u>公表の内容</u></p> <p>第8～第22 (略)</p> <p>農業振興地域制度に関する参考様式集</p> <p>(注意事項) (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 法第3条関係(定義) (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 法第3条第4号に掲げる土地(農業用施設用地)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則第1条第3号に規定する施設は、次に掲げるものをいう。</p> <p>① <u>規則第1条第3号イに掲げる施設</u> 規則第1条第3号イに掲げる施設は、当該施設を設置し、又は管理する農業者(以下(2)において単に「農業者」という。)自らの生産する農畜産物の製造(加工)施設であって、農業者自らの生産する農畜産物の使用の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いものをいう。</p>

なお、農畜産物を製造（加工）するため、必要不可欠な農畜産物以外の原材料を使用することは差し支えないと考えられる。

② 規則第1条第3号ロに掲げる施設

規則第1条第3号ロに掲げる施設は、農業者自らの生産する農畜産物等の販売施設又は農業者自らの生産する農畜産物等を原材料として製造（加工）したものを販売する施設であって、農畜産物の販売施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物等の販売の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いもの、農畜産物を原材料として製造（加工）したものを販売する施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物等を量的又は金額的に5割以上使用して製造（加工）したものを販売するものをいう。

なお、農畜産物を製造（加工）するため、必要不可欠な農畜産物以外の原材料を使用することは差し支えないと考えられる。

③ 規則第1条第3号イ又はロの「主として」は、「自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域内において生産される農畜産物を原料又は材料として使用する」又は「自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工された」のみにかかるものであり、「製造又は加工の用に供する施設」又は「販売の用に供する施設」にかかるものではない。このため、施設の一部を製造（加工）又は販売以外の用に供する場合には同号イ又はロに掲げる施設には該当しない。

④ 市町村は、規則第1条第3号に掲げる施設について、農畜産物の使用状況等を定期的に把握しておくことが望ましい。

(3) (略)

第3～第6 (略)

第7 法第5条の2関係（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等）

1 資料の提出の要求（法第5条の2第1項）

(略)

(1) 資料の提出の要求の時期

資料の提出の要求は、毎年12月1日時点の達成状況について、翌年の3月末を期限として行う。

(2)・(3) (略)

2 目標の達成状況の公表（法第5条の2第2項）

農林水産大臣は、1により各都道府県から提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を取りまとめて、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査の取りまとめとの調整を図った上で、公表するとともに、都道府県に対し送付する。

なお、この取りまとめに当たっては、目標の設定時における農用地区域内農地の面積と目標面積との差が、基本方針に定める目標年次までの期間（おおむね10年間）中均等に生ずるとの前提の下で、年次ごとの目標面積

② 規則第1条第3号ロに掲げる施設

規則第1条第3号ロに掲げる施設は、農業者自らの生産する農畜産物の販売施設又は農業者自らの生産する農畜産物を原材料として製造（加工）したものを販売する施設であって、農畜産物の販売施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物の販売の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いもの、農畜産物を原材料として製造（加工）したものを販売する施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物等を量的又は金額的に5割以上使用して製造（加工）したもののみを販売するものをいう。

③ 規則第1条第3号イ又はロの「主として」は、「自己の生産する農畜産物を原料又は材料として使用する」又は「自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工された」のみにかかるものであり、「製造又は加工の用に供する施設」又は「販売の用に供する施設」にかかるものではない。このため、施設の一部を製造（加工）又は販売以外の用に供する場合には同号イ又はロに掲げる施設には該当しない。

(新設)

(3) (略)

第3～第6 (略)

第7 法第5条の2関係（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等）

1 資料の提出の要求（法第5条の2第1項）

(略)

(1) 資料の提出の要求の時期

資料の提出の要求は、毎年12月1日時点において、翌年の1月末を期限として行う。

(2)・(3) (略)

2 目標の達成状況の公表（法第5条の2第2項）

(1) 公表の時期

農林水産大臣は、1により各都道府県から提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を取りまとめて、資料の提出の要求を行った年の翌年の3月末を目途に公表するとともに、都道府県に対し送付する。

(2) 公表の内容

(1)による公表の内容は、基本方針に定める各都道府県の農用地区域内農地の面積の目標及び(1)により取りまとめた当該年次の面積を基

を算定しつつ進捗管理を行うとともに、必要に応じ、都道府県及び市町村の農林担当部局からの聴き取り調査や現地確認等を実施する。

第8～第10 (略)

第11 法第8条関係(市町村の定める農業振興地域整備計画)

1 市町村整備計画の性格等

(1) マスタープラン

農業振興地域整備計画には、農業振興地域の全部又は一部がその区域内にある市町村が策定する市町村整備計画のほか、広域の見地からこれを補完し又はこれに代替して都道府県が策定するもの(以下「都道府県整備計画」という。)があるが、市町村整備計画の農用地利用計画の部分を別とすれば、いずれもその性格はいわゆるマスタープランであり、これを実現するために必要な事業は、これらの計画に基づいてそれぞれ事業ごとに個別の計画が策定され、事業が実施されるものである。

また、国の補助融資等の事業の基本となる「農業振興地域整備の推進について」(平成14年11月1日付け14農振第1179号農林水産事務次官依命通知)(いわゆるメリット通知)において、「農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策は、基本指針の考え方が反映された農業振興地域整備計画(法第8条第2項に規定する事項)に基づき計画的かつ集中的に実施されなければならない。」こととしているところである。

なお、市町村整備計画は、一の市町村の区域を越えて農業振興地域を指定する場合であっても、農業振興地域の一部をその区域内に含む市町村がそれぞれの市町村整備計画を策定するものである。この場合、それぞれの市町村の策定する計画が矛盾することとならないよう関係市町村の間で密接な連絡調整を行うことが重要である。

市町村合併により、一の農業振興地域に指定が変更された後においても、一の市町村に複数の市町村整備計画が存在する場合には、速やかに市町村整備計画の統合を行うことが望ましいこと。

(2)～(7)

2 (略)

3 市町村整備計画に定める農用地利用計画以外の事項

(1) (略)

(2) 農用地等の保全計画(法第8条第2項第2号の2)

(略)

ア・イ (略)

ウ 農用地等の保全の活動

農地中間管理機構等による農用地等の管理耕作等への支援や効率的かつ安定的な農業経営を営む者への利用集積の促進、基金造成や集落

に、都道府県別及び全国目標の達成状況(増減率、年次ごとの達成率、すう勢から見た今後の達成見込み)並びにその要因等を取りまとめたものとする。

なお、この取りまとめに当たっては、目標の設定時における農用地区域内農地の面積と目標面積との差が、基本方針に定める目標年次までの期間(おおむね10年間)中均等に生ずるとの前提の下で、年次ごとの目標面積を算定しつつ進捗管理を行うとともに、必要に応じ、都道府県及び市町村の農林担当部局からの聴き取り調査や現地確認等を実施する。

第8～第10 (略)

第11 法第8条関係(市町村の定める農業振興地域整備計画)

1 市町村整備計画の性格等

(1) マスタープラン

農業振興地域整備計画には、農業振興地域の全部又は一部がその区域内にある市町村が策定する市町村整備計画のほか、広域の見地からこれを補完し又はこれに代替して都道府県が策定するもの(以下「都道府県整備計画」という。)があるが、市町村整備計画の農用地利用計画の部分を別とすれば、いずれもその性格はいわゆるマスタープランであり、これを実現するために必要な事業は、これらの計画に基づいてそれぞれ事業ごとに個別の計画が策定され、事業が実施されるものである。

また、国の補助融資等の事業の基本となる「農業振興地域整備の推進について」(平成14年11月1日付け14農振第1179号農林水産事務次官依命通知)(いわゆるメリット通知)において、「農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策は、基本指針の考え方が反映された農業振興地域整備計画(法第8条第2項に規定する事項)に基づき計画的かつ集中的に実施されなければならない。」こととしているところである。

なお、市町村整備計画は、一の市町村の区域を越えて農業振興地域を指定する場合であっても、農業振興地域の一部をその区域内に含む市町村がそれぞれの市町村整備計画を策定するものである。この場合、それぞれの市町村の策定する計画が矛盾することとならないよう関係市町村の間で密接な連絡調整を行うことが重要である。

(2)～(7)

2 (略)

3 市町村整備計画に定める農用地利用計画以外の事項

(1) (略)

(2) 農用地等の保全計画(法第8条第2項第2号の2)

(略)

ア・イ (略)

ウ 農用地等の保全の活動

農地保有合理化法人による農用地等の管理耕作等への支援や効率的かつ安定的な農業経営を営む者への利用集積の促進、基金造成や集落

協定に基づく棚田等の持続的な保全活動といった耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下を防止するための活動及び中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する活動の観点からの直接支払いの実施についての内容

(3)～(8) (略)

4・5 (略)

第12 (略)

第13 法第10条関係 (農業振興地域整備計画の基準)

1 農用地区域として定める土地 (法第10条第3項)

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 農業用施設用地 (法第10条第3項第4号)

(略)

①～⑤ (略)

⑥ その他

ア 農業生産活動により生じる家畜ふん尿、稲わら、もみがら等のバイオマスを利用してたい肥化、発電等を行う施設の用地は、農業用施設用地に該当すること。

イ 農業用施設等の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、便所、事務所等の用地については、当該農業用施設等に併設して設置される場合には、農業用施設用地に該当すること。

(5) (略)

2・3 (略)

第14・第15 (略)

第16 法第13条関係 (農業振興地域整備計画の変更)

(略)

1 (略)

2 農用地利用計画の変更

(略)

(1) 法第10条第3項に關係する変更

① 法第10条第3項各号の要件を満たす農用地等

ア・イ (略)

ウ 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「農地法の運用」という。)第4の(2)に基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、周辺の土地において営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、農地法の運用において「農地」に該当しないと判

協定に基づく棚田等の持続的な保全活動といった耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下を防止するための活動及び中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する活動の観点からの直接支払いの実施についての内容

(3)～(8) (略)

4・5 (略)

第12 (略)

第13 法第10条関係 (農業振興地域整備計画の基準)

1 農用地区域として定める土地 (法第10条第3項)

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 農業用施設用地 (法第10条第3項第4号)

(略)

①～⑤ (略)

(新設)

(5) (略)

2・3 (略)

第14・第15 (略)

第16 法第13条関係 (農業振興地域整備計画の変更)

(略)

1 (略)

2 農用地利用計画の変更

(略)

(1) 法第10条第3項に關係する変更

① 法第10条第3項各号の要件を満たす農用地等

ア・イ (略)

(新設)

断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域から除外せず、法第10条第3項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域に残置しておくことが適当であること。

a 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地

b 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する土地）

(a) 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地

(b) 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

(4) その他の留意事項
(略)

①～③ (略)

④ 家畜等の管理のための農家住宅について

家畜等の管理のため、畜舎等に隣接するなど当該施設から至近の位置に耕作又は養畜の業務を営む者の住宅を設置することが必要となる場合には、市町村は、当該住宅について、必要に応じて、振興条例計画、振興計画又は市町村整備計画に定める施設に地域の農業の振興を図る上で必要となる耕作又は養畜の業務を営む者の住宅として位置付けることができること。

また、これら計画の策定に当たっては、集团的農地の効率的利用に支障が生じることのないよう、集团的農地の縁辺部に施設を配置すること、また、規模等が通常必要とされる面積等からみて過大なものにならないようにすること。

3・4 (略)

第17～第19 (略)

第20 法第15条の3関係（監督処分）

1 (略)

2 市町村の処理

都道府県知事が監督処分を行うに当たっては、市町村整備計画を管理している市町村の協力が不可欠であることから、市町村は、必要に応じ、次のような処理を行うことが望ましい。

なお、違反行為が農地法に基づく違反転用に該当する場合には、市町村は、農業委員会と十分な連絡調整を図り、連携して対応すること。

(1)～(6) (略)

3 都道府県知事の処理
(略)

(1)・(2) (略)

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

(4) その他の留意事項
(略)

①～③ (略)

(新設)

3・4 (略)

第17～第19 (略)

第20 法第15条の3関係（監督処分）

1 (略)

2 市町村の処理

都道府県知事が監督処分を行うに当たっては、市町村整備計画を管理している市町村の協力が不可欠であることから、市町村は、必要に応じ、次のような処理を行うことが望ましい。

(1)～(6) (略)

3 都道府県知事の処理
(略)

(1)・(2) (略)

(3) 他法令監督処分担当部局との調整

都道府県知事は、法第15条の3の規定による処分をするに当たっては、当該処分の対象となる行為についての農地法、都市計画法、森林法その他の土地に関する行為の制限を定める法令による監督処分の担当部局とあらかじめ十分連絡調整することが望ましいこと。

なお、都道府県知事は、開発行為の中止又は復旧の命令を行うに当たって、当該処分の対象となる行為が、農地法に基づく違反転用に該当する場合は、必要に応じて農地法第51条第1項に基づく処分又は命令と同時に行うこと。

(4) (略)

第21・第22 (略)

(3) 他法令監督処分担当部局との調整

都道府県知事は、法第15条の3の規定による処分をするに当たっては、当該処分の対象となる行為についての農地法、都市計画法、森林法その他の土地に関する行為の制限を定める法令による監督処分の担当部局とあらかじめ十分連絡調整することが望ましいこと。

(4) (略)

第21・第22 (略)

改正後

現行

(別紙)
農業振興地域制度に関する参考様式集

第1～2 (略)

第3 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する様式

(別紙)

平成〇〇年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

[平成〇〇年12月1日時点]

(〇〇都道府県)

注：市町村においては、(〇〇都道府県〇〇市町村)とする。

記入上の留意点

1. 調査期間は、調査年の前年の12月2日から調査年の12月1日までとする。
2. 面積はha単位とし、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載する（なお、「12. 土地利用に関する措置の状況」の一部項目は、 m^2 単位の整数値とする。）。率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載する。
3. 用語の定義
 - ① 「法」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）をいう。
 - ② 「令」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）をいう。
 - ③ 「規則」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）をいう。
 - ④ 「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（法第3条第1号に規定する農用地）をいう。
 - ⑤ 「農地」とは、耕作の目的に供される土地（規則第4条の2第1項第1号イに規定する土地）をいう。
 - ⑥ 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（規則第4条の2第1項第1号ロに規定する土地）をいう。
 - ⑦ 「混牧林地」とは、農用地区域内の土地で、木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（法第3条第2号に規定する土地）をいう。
 - ⑧ 「農業用施設用地」とは、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（規則第1条各号に掲げる施設に限る。）の用に供される土地（法第3条第4号に規定する土地）をいう。
 - ⑨ 「基盤整備」とは、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗きょ排水等の事業（規則第4条の3第1号イからホまでのいずれかに該当する事業）をいう。
 - ⑩ 「農地(耕地)」とは、耕地（耕地及び作付面積統計で定義する「耕地」）をいう。
 - ⑪ 「荒廃農地」とは、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。なお、本調査における「荒廃農地」は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）第7の①の再生利用が可能な荒廃農地（基本指針における「農用地区域内の荒廃した耕作放棄地」と同様）を指す。
 - ⑫ 「田」とは、たん水かんがい設備（用水源、用水路及びけい畔）を備える農地をいう。
 - ⑬ 「畑」とは、農地のうち、田及び樹園地を除いたものをいう。
 - ⑭ 「樹園地」とは、農地のうち、木本性作物を栽培するものをいう。

平成〇〇年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況〔平成〇〇年12月1日時点〕

都道府県名：

1. 農業振興地域の指定状況及び農業振興地域整備計画の策定状況（略）

2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

項 目	面 積 等
a 農用地区域内農地(耕地)面積の目標値 (目標年：平成32年)	ha
b 農用地区域内農地(耕地)面積の基準値 (基準年：平成21年)	ha
c 当該年の目標値	ha
d 当該年の農用地区域内農地(耕地)面積	ha
e 当該年における目標の達成率 $((d \div c) \times 100)$	%
f 当該年において確保した農地(耕地)面積 $(f1 - f2 + f3 - f4 \pm f5 \pm f6)$	ha
f 1 農用地区域へ編入した農地(耕地)面積	ha
f 2 農用地区域から除外した農地(耕地)面積	ha
f 3 <u>荒廃農地</u> の再生面積	ha
f 4 <u>荒廃農地</u> の発生面積	ha
f 5 用途変更の面積	ha
f 6 その他の面積	ha

記載等注意

- (1) 「a 農用地区域内農地(耕地)面積の目標値」欄は、農業振興地域整備基本方針に記載された農用地区域内農地(耕地)面積の目標面積を記載する。
- (2) 「b 農用地区域内農地(耕地)面積の基準値」欄は、農業振興地域整備基本方針に記載された農用地区域内農地(耕地)面積の基準年の面積を記載する。
- (3) 「c 当該年の目標値」欄は、 $b + (a - b) \div 11 \text{年} \times (\text{当該年} - \text{基準年})$ を基本とするが、施策の実施計画等を考慮し、年別に定めることができる。
「c 当該年の目標値」欄は、「4. 今後の農用地等の面積の目標」の当該年の目標値と一致させる。

3. 当該年の農用地区域内農地(耕地)面積の確保に向けた取組結果及び面積増減の要因 (略)

4. 確保すべき農用地等の面積の目標及び実績

(単位: ha)

項目 年	目 標				実 績					
	当該年の 目標値	農用地区域 への編入・ 除外抑制等	荒廃農地の 発生抑制	荒廃農地の 再生	計	当該年の 実績値	農用地区域 への編入・ 除外抑制等	荒廃農地の 発生抑制	荒廃農地の 再生	計
H22										
H23										
H24										
H25										
H26										
H27										
H28										
H29										
H30										
H31										
H32										
H32目標 ・計										

記載等注意

- (1) 「目標」欄と「実績」欄には、それぞれ目標の面積と実績の面積を記載する。
- (2) 「目標」欄の「当該年の目標値」欄は、「2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」と同様に $b + (a - b) \div 11 \text{年} \times (\text{当該年} - \text{基準年})$ を基本とするが、施策の実施計画等を考慮し、年別に定めることができる。
 施策の実施計画等から、各年の目標を変更する場合は、各年欄の上段には変更前の「目標」面積を記載し、下段には変更後の「目標」面積を記載する。
- (3) 「目標」欄の「農用地区域への編入・除外抑制等」等の欄は、農業振興地域整備基本方針において定めた確保すべき農用地等の面積の目標で設定した施策効果の面積を記載する。なお、考え方は(2)と同様であるが、各年の面積は、各年のみの面積を記載する。

5. 今後の農用地等の面積の目標の達成の見通し (略)

平成〇〇年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

地方農政局等名	
都府県名	

市町村名	
市町村番号	

農業振興地域名	
整備計画名	

6. 農業振興地域内の農用地等の面積

※ 上段＝前年、下段＝当該年 (単位：ha)

区分	地目等	総面積	農用地					採草放牧地	計	混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
			農地			計							
			田	畑	樹園地								
農用地区域内用途区分													
現況	農業振興地域												
	農用地区域												
	農地(耕地)												
	基盤整備済み												
	基盤整備未実施												
	荒廃農地												
	基盤整備済み												
	基盤整備未実施												
	農振白地地域												
	農地(耕地)												
	基盤整備済み												
	基盤整備未実施												
	荒廃農地												
	基盤整備済み												
基盤整備未実施													

記載等注意

- (1) 面積は、法第12条第1項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公告した農振整備計画の面積等とし、当該年の12月1日時点の面積を記載する。
- (2) 「農用地区域内用途区分」欄の総面積と「現況」欄の農用地区域の総面積は、一致させる。
- (3) 「現況」欄の「農用地区域」欄の「その他」欄には、どの地目等にも該当しないもの(雑種地、耕作道・用水路などの土地改良施設等)を記載する。
- (4) 「現況」欄の「農振白地地域」欄の「その他」欄には、どの地目等にも該当しないもの(転用された土地等)を記載する。
- (5) 「現況」欄の「基盤整備済み」欄には、基盤整備を実施した面積及び現在事業実施中の面積を記載する(用排水施設等の線状施設の受益地を含む。計画策定中の場合は対象としない。)

7. 農用地区域内の農用地等の編入・除外等の状況

※ 上段＝前年、下段＝当該年 (単位：ha)

区分	地目等	総面積	農用地				採草放牧地	計	混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
			農地									
			田	畑	樹園地	計						
農用地区域の変更状況	a 編入											
	b 除外											
	うち転用あり											
	c 用途変更(増－減)											
	増											
	減											
	d その他(増－減)											
	増											
	減											
	e 合計(a－b＋c＋d)											

○ 「その他」の変更の理由

記載等注意

- (1) 「農用地区域の変更状況」欄の「a 編入」、「b 除外」及び「c 用途変更」欄には、法第12条第1項（第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告した農振整備計画の面積とし、調査期間内に土地を編入、除外、用途変更された面積を記載する。以下、8から10において同様。
- (2) 「農用地区域の変更状況」欄の「d その他」欄には、基礎調査による面積の精査結果や基盤整備(面整備)の実施による面積変動で、調査期間内に法第12条第1項（第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告した農振整備計画の面積等を記載する。また、変更の理由を欄外に記載する。

8. 農用地区域内の荒廃農地の編入・除外等の状況

※ 上段=前年、下段=当該年 (単位: ha)

区分	地目等	農用地				要因・現状・解消等
		農地(荒廃農地)				
		田	畑	樹園地	計	
a	編入					
b	除外					
	うち転用あり					
c	用途変更(増-減)					
	増					
	減					
d	発生等					
	うち発生					
e	再生等					
	うち再生					
f	計 (a-b+c+d-e)					

記載等注意

- (1) 「農用地」欄には、荒廃農地(再生利用が可能な荒廃農地)面積について、発生、編入等の面積を記載する。
- (2) 「要因・現状・解消等」欄には、発生¹の要因、発生・編入した農地の周囲の状況を含めた現状及び解消の手法等について、主な内容を記載する。
- (3) 「d発生等」欄には、荒廃農地の発生面積と増加面積を記載する。また、「うち発生」欄には、荒廃農地の発生面積を記載する。
この「うち発生」欄の面積と「2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」の「f 4 荒廃農地の発生面積」欄の面積は、一致させる。
- (4) 「e再生等」欄には、荒廃農地の再生面積と減少面積、森林・原野化した荒廃農地の減少面積を記載する。また、「うち再生」欄には、荒廃農地の再生面積を記載する。
この「うち再生」欄の面積と「2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」の「f 3 荒廃農地の再生面積」欄の面積は、一致させる。
- (5) 「農用地」欄の区分毎(a~c)の面積は、「7. 農用地区域内の農用地等の編入・除外等の状況」の「農用地」欄の区分毎(a~c)の面積のうち数となる。

9. 農用地区域への編入の理由別面積

※ 上段=前年、下段=当該年 (単位: ha)

農用地区域へ編入した理由	農地等面積	
		うち 荒廃農地
a 基盤整備事業の対象地になったことによる編入 (農地)		
b 基盤整備事業の対象地になったことによる編入 (山林原野等の農地以外の土地)		
c その他農業上の利用を確保する観点等から農用地等とすることが適当な土地と認められた農地 (c 1+c 2+c 3+c 4)		
c 1 10ha以上の団地 (法第10条第3項第1号) の要件に該当するため編入		
c 2 土地改良事業等の対象地 (法第10条第3項第2号) 等の要件に該当するため編入		
c 3 国の施策 (中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払制度等) による編入		
c 4 その他都道府県や市町村の取組による編入		
合 計 (a + b + c)		

記載等注意

- (1) 農用地区域に編入した全ての農地 (基盤整備事業の対象地については、農地以外も対象) を記載すること。
- (2) 「a 基盤整備事業の対象地になったことによる編入 (農地)」と「b 基盤整備事業の対象地になったことによる編入 (山林原野等の農地以外の土地)」は、当該基盤整備事業の事業計画の決定段階において、当該土地が農地であったか否かで判断する。
- (3) 「a 基盤整備事業の対象地になったことによる編入 (農地)」と「c 1 10ha以上の団地 (法第10条第3項第1号) の要件に該当するため編入」が重複する場合は、「c 1」欄を優先して記載する (a の欄は、記載しない)。なお、「c 1」欄は、その土地が法で定める要件に既に合致している場合である。
- (4) 「a 基盤整備事業の対象地になったことによる編入 (農地)」と「c 2 土地改良事業等の対象地 (法第10条第3項第2号) 等の要件に該当するため編入」が重複する場合は、「c 2」欄を優先して記載する (a の欄は、記載しない)。なお、「c 2」欄は、その土地が法で定める要件に既に合致している場合である。
- (5) 「c その他農業上の利用を確保する観点等から農用地等とすることが適当な土地と認められた農地」欄の内訳において、理由が重複する場合は、上欄を優先して記載する (重複記載しない)。例えば、c 1 の理由と c 3 の理由がある場合は、「c 1」欄のみに記載し、「c 3」欄には記載しない。
- (6) 「a」と「c」の合計面積は、「7. 農用地区域内の農用地等の編入・除外等の状況」の「a 編入」欄の農地の計と一致させる。

10. 農用地区域からの除外の理由別面積

※ 上段 = 前年、下段 = 当該年 (単位 : ha)

農用地区域から除外した理由	農地面積	
		うち荒廃農地
a 地方公共団体等の具体的な計画によって、農用地区域に含まれない農地となったため (法第10条第4項、第15条の2第1項等)		
b 上記以外で農地転用されることが確実となったため (法第13条第2項)		
c その農地が農用地区域の設定条件を満たさなくなり、農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなったため (法第10条第3項第5号等) (c 1 + c 2)		
c 1 集落介在や山間点在等の自然的条件によるもの		
c 2 地区内の農地が耕作放棄されている等の農業経営の動向によるもの		
合 計 (a + b + c)		

記載等注意

- (1) 農用地区域から除外された全ての農地(「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)第16の2の(1)の①のウの規定に基づき、農用地区域に残置しないと判断し、農用地区域から除外することとなった土地を含む)を記載すること。
- (2) 除外の理由が重複する場合は、上欄を優先し記載する(重複記載しない)。例えば、c 1の理由とc 2の理由がある場合は、「c 1」欄のみに記載し、「c 2」欄には記載しない。
- (3) 合計面積は、「7. 農用地区域内の農用地等の編入・除外等の状況」の「b 除外」欄の農地の計と一致させる。

11. 集団的に存在する農用地のうち農地の規模別基盤整備事業の実施状況別面積

※ 上段=前年、下段=当該年

(単位: ha)

規模等 土地の区分	20ha以上				10～20ha				10ha未満				農地面積計			
	基盤整備 実施済み	うち、区 画整理等 実施済み	未実施	計	基盤整備 実施済み	うち、区 画整理等 実施済み	未実施	計	基盤整備 実施済み	うち、区 画整理等 実施済み	未実施	計	基盤整備 実施済み	うち、区 画整理等 実施済み	未実施	計
農用地区域内 農地																
農地(耕地)																
荒廃農地																
農振白地地域 内農地																
農地(耕地)																
荒廃農地																

記載等注意

- (1) 集団的に存在する農用地の規模の判断は、道路、鉄道、その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等で区切られた区域で判断するが、通作等に支障が生じないものである場合には、一団の土地とする。
- (2) 集団的に存在する農用地の規模の範囲は、農用地(田、畑、樹園地、採草放牧地)により定め、面積は、農地(田、畑、樹園地)の面積を記載する。
- (3) 「うち、区画整理等実施済み」とは、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗きょ排水等の事業(規則第4条の3第1号ロからホまでに掲げる事業)をいう。
- (4) 「農地面積計」欄の「基盤整備済み」及び「未実施」の各面積は、「6. 農業振興地域内の農用地等の面積」の「基盤整備済み」及び「基盤整備未実施」の面積とそれぞれ一致させる。

全項目該当無し

市町村番号

(5/6)

単位: m²、件

整備計画名	法第15条の2に基づく農用地区域内における開発行為															
	開発行為の許可に係る種類別許可件数・面積(農業目的以外に係る開発行為)															
	宅地の造成		土地の開墾		農用地間における用途変更		土、岩石又は砂利の採取及び鉱物の採掘		切土、掘削、盛土、物件の集積等		その他の土地の形質変更		建築物その他工作物の新築等		合計	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
計																

記載等注意

- (1) 「開発行為の許可に係る種類別許可件数・面積」欄に記載する場合において、開発行為の種類が重複するときは、当該開発行為の内容からみて主体をなすと考えられる欄に一括して計上する(重複記入しない)。
- (2) 全項目について事実のないものは「全項目該当無し」チェックボックスにチェックを入れる。

改正後	現 行
	<p>(別紙) 農業振興地域制度に関する参考様式集 第1～2 (略) 第3 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する様式</p>
<p style="text-align: right;">(別 紙)</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況 〔平成〇〇年12月 1 日時点〕</p> <p style="text-align: center;">(〇〇都道府県)</p> <p style="text-align: center;">注：市町村においては、(〇〇都道府県〇〇市町村)とする。</p>	

記入上の留意点

1. 調査期間は、調査年の前年の12月2日から調査年の12月1日までとする。
2. 面積はha単位とし、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載する。
率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載する。
3. 用語の定義
 - ① 「法」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）をいう。
 - ② 「令」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）をいう。
 - ③ 「規則」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）をいう。
 - ④ 「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（法第3条第1号に規定する農用地）をいう。
 - ⑤ 「農地」とは、耕作の目的に供される土地（規則第4条の2第1項第1号イに規定する土地）をいう。
 - ⑥ 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（規則第4条の2第1項第1号ロに規定する土地）をいう。
 - ⑦ 「混牧林地」とは、農用地区域の土地で、木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（法第3条第2号に規定する土地）をいう。
 - ⑧ 「農業用施設用地」とは、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（規則第1条各号に掲げる施設に限る）の用に供される土地（法第3条第4号に規定する土地）をいう。
 - ⑨ 「基盤整備」とは、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗きょ排水等の事業（規則第4条の3第1号イからホまでのいずれかに該当する事業）をいう。
 - ⑩ 「農地(耕地)」とは、耕地（耕地及び作付け面積統計で定義する「耕地」）をいう。
 - ⑪ 「耕作放棄地」とは、現況が耕作放棄されている状態の農地（耕作放棄地全体調査の対象の農地）をいう。
 - ⑫ 「荒廃した耕作放棄地」とは、⑪のうち、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等により耕作可能と区分されたもの（基本指針における「農用地区域内の荒廃した耕作放棄地」と同様）をいう。
 - ⑬ 「田」とは、たん水かんがい設備（用水源、用水路及びけい畔）を備える農地をいう。
 - ⑭ 「畑」とは、農地のうち、田及び樹園地を除いたものをいう。
 - ⑮ 「樹園地」とは、農地のうち、木本性作物を栽培するものをいう。

平成〇〇年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況〔平成〇〇年12月1日時点〕

都道府県名：

1. 農業振興地域の指定状況及び農業振興地域整備計画の策定状況（略）

2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

項 目	面 積 等
a 農用地区域内農地(耕地)面積の目標値 (目標年：平成32年)	ha
b 農用地区域内農地(耕地)面積の基準値 (基準年：平成21年)	ha
c 当該年の目標値	ha
d 当該年の農用地区域内農地(耕地)面積	ha
e 当該年における目標の達成率 $((d \div c) \times 100)$	%
f 当該年において確保した農地(耕地)面積 $(f1 - f2 + f3 - f4 \pm f5 \pm f6)$	ha
f 1 農用地区域へ編入した農地(耕地)面積	ha
f 2 農用地区域から除外した農地(耕地)面積	ha
f 3 <u>荒廃した耕作放棄地</u> の再生面積	ha
f 4 <u>耕作放棄地</u> の発生面積	ha
f 5 用途変更の面積	ha
f 6 その他の面積	ha

記載等注意

- (1) 「a 農用地区域内農地(耕地)面積の目標値」欄は、農業振興地域整備基本方針に記載された農用地区域内農地(耕地)面積の目標面積を記載する。
- (2) 「b 農用地区域内農地(耕地)面積の基準値」欄は、農業振興地域整備基本方針に記載された農用地区域内農地(耕地)面積の基準年の面積を記載する。
- (3) 「c 当該年の目標値」欄は、 $b + (a - b) \div 11年 \times (当該年 - 基準年)$ を基本とするが、施策の実施計画等を考慮し、年別に定めることができる。
「c 当該年の目標値」欄は、「4. 今後の農用地等の面積の目標」の当該年の目標値と一致させる。

3. 当該年の農用区域内農地(耕地)面積の確保に向けた取組結果及び面積増減の要因(略)

4. 確保すべき農用地等の面積の目標及び実績

(単位: ha)

項目 年	目 標				実 績					
	当該年の 目標値	農用地区域 への編入・ 除外抑制等	耕作放棄地 の発生抑制	荒廃した耕 作放棄地の 再生	計	当該年の 実績値	農用地区域 への編入・ 除外抑制等	耕作放棄地 の発生抑制	荒廃した耕 作放棄地の 再生	計
H22										
H23										
H24										
H25										
H26										
H27										
H28										
H29										
H30										
H31										
H32										
H32目標 ・計										

記載等注意

- (1) 「目標」欄と「実績」欄には、それぞれ目標の面積と実績の面積を記載する。
- (2) 「目標」欄の「当該年の目標値」欄は、「2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」と同様に $b + (a - b) \div 11 \times (\text{当該年} - \text{基準年})$ を基本とするが、施策の実施計画等を考慮し、年別に定めることができる。
 施策の実施計画等から、各年の目標を変更する場合は、各年欄の上段には変更前の「目標」面積を記載し、下段には変更後の「目標」面積を記載する。
- (3) 「目標」欄の「農用地区域への編入・除外抑制等」等の欄は、農業振興地域整備基本方針において定めた確保すべき農用地等の面積の目標で設定した施策効果の面積を記載する。なお、考え方は(2)と同様であるが、各年の面積は、各年のみの面積を記載する。

5. 今後の農用地等の面積の目標の達成の見通し(略)

平成〇〇年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

地方農政局等名
都 府 県 名

市 町 村 名
市 町 村 番 号

農業振興地域名
整 備 計 画 名

6. 農業振興地域内の農用地等の面積

※ 上段＝前年、下段＝当該年 (単位：h a)

区分	地目等	総面積	農 用 地					採草 放牧地	計	混牧林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野	その 他
			農 地				計						
			田	畑	樹園地	計							
農用地区域内用途区分													
現 況	農業振興地域												
	農用地区域												
	農地(耕地)												
	基盤整備 済み												
	基盤整備 未実施												
	荒廃した耕 作放棄地												
	基盤整備 済み												
	基盤整備 未実施												
	農振白地地域												
	農地(耕地)												
	基盤整備 済み												
	基盤整備 未実施												
	荒廃した耕 作放棄地												
	基盤整備 済み												
基盤整備 未実施													

記載等注意

- (1) 面積は、法第12条第1項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公告した農振整備計画の面積等とし、当該年の12月1日時点の面積を記載する。
- (2) 「農用地区域内用途区分」欄の総面積と「現況」欄の農用地区域の総面積は、一致させる。
- (3) 「現況」欄の「農用地区域」欄の「その他」欄には、どの地目等にも該当しないもの(雑種地、耕作道・用水路などの土地改良施設等)を記載する。
- (4) 「現況」欄の「農振白地地域」欄の「その他」欄には、どの地目等にも該当しないもの(転用された土地等)を記載する。
- (5) 「現況」欄の「基盤整備済み」欄には、基盤整備を実施した面積及び現在事業実施中の面積を記載する(用排水施設等の線の施設の受益地を含む。計画策定中の場合は対象としない。)

7. 農業振興地域内の農用地等の編入・除外等の状況

※ 上段＝前年、下段＝当該年(単位：h a)

区分	地目等	総面積	農 用 地					採草 放牧地	計	混牧林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野	その他
			農 地				計						
			田	畑	樹園地	計							
農 用 地 区 域 の 変 更 状 況	a 編入												
	b 除外												
	うち転用あり												
	c 用途変更 (増－減)												
	増												
	減												
	d その他 (増－減)												
	増												
	減												
	e 合計 (a－b＋c＋d)												

○「その他」の変更の理由

記載等注意

- (1) 「農用地区域の変更状況」欄の「a 編入」、「b 除外」及び「c 用途変更」欄には、法第12条第1項（第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告した農振整備計画の面積とし、調査期間内に土地を編入、除外、用途変更された面積を記載する。以下、8から10において同様。
- (2) 「農用地区域の変更状況」欄の「d その他」欄には、基礎調査による面積の精査結果や基盤整備(面整備)の実施による面積変動で、調査期間内に法第12条第1項（第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告した農振整備計画の面積等を記載する。また、変更の理由を欄外に記載する。

8. 農用地区域内の耕作放棄地の編入・除外等の状況

※ 上段=前年、下段=当該年 (単位：ha)

区分	地目等	農 用 地				要 因 ・ 現 状 ・ 解 消 等
		農地 (耕作放棄地)				
		田	畑	樹園地	計	
a	編入					
b	除外					
	うち転用あり					
c	用途変更(増-減)					
	増					
	減					
d	再生等					
	うち再生					
e	発生等					
	うち発生					
f	計 (a-b+c-d+e)					

記載等注意

- (1) 「農用地」欄には、耕作放棄地面積について、発生、編入等の面積を記載する。
- (2) 「要因・現状・解消等」欄には、発生の要因、発生・編入した農地の周囲の状況を含めた現状及び解消の手法等について、主な内容を記載する。
- (3) 「d再生等」欄には、荒廃した耕作放棄地の再生面積と減少面積、森林・原野化した耕作放棄地の減少面積を記載する。また、「うち再生」欄には、荒廃した耕作放棄地の再生面積を記載する。
この「うち再生」欄の面積と「2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」の「f 3 荒廃した耕作放棄地の再生面積」欄の面積は、一致させる。
- (4) 「e発生等」欄には、荒廃した耕作放棄地及び森林・原野化した耕作放棄地の発生面積と増加面積を記載する。また、「うち発生」欄には、荒廃した耕作放棄地及び森林・原野化した耕作放棄地の発生面積を記載する。
この「うち発生」欄の面積と「2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」の「f 4 耕作放棄地の発生面積」欄の面積は、一致させる。
- (5) 「農用地」欄の区分毎の面積は、「7. 農業振興地域内の農用地等の編入・除外等の状況」の「農用地」欄の区分毎の面積のうち数となる。

9. 農用地区域への編入の理由別面積

※ 上段=前年、下段=当該年 (単位：h a)

農用地区域へ編入した理由	農地等面積	
		うち耕作放棄地
a 基盤整備事業の対象地になったことによる編入（農地）		
b 基盤整備事業の対象地になったことによる編入（山林原野等の農地以外の土地）		
c その他農業上の利用を確保する観点等から農用地等とすることが適当な土地と認められた農地 (c 1+c 2+c 3+c 4)		
c 1 10ha以上の団地（法第10条第3項第1号）の要件に該当するため編入		
c 2 土地改良事業等の対象地（法第10条第3項第2号）等の要件に該当するため編入		
c 3 国の施策（中山間地域等直接支払制度、 <u>農地・水・環境保全向上対策</u> 等）による編入		
c 4 その他都道府県や市町村の取組による編入		
合 計 (a + b + c)		

記載等注意

- (1) 農用地区域に編入した全ての農地等（基盤整備事業の対象地については、農地以外も対象）を記載すること。
- (2) 「a 基盤整備事業の対象地になったことによる編入（農地）」と「b 基盤整備事業の対象地になったことによる編入（山林原野等の農地以外の土地）」は、当該基盤整備事業の事業計画の決定段階において、当該土地が農地であったか否かで判断する。
- (3) 「a 基盤整備事業の対象地になったことによる編入（農地）」と「c 1 10ha以上の団地（法第10条第3項第1号）の要件に該当するため編入」が重複する場合は、「c 1」欄を優先して記載する(aの欄は、記載しない)。なお、「c 1」欄は、その土地が法で定める要件に既に合致している場合である。
- (4) 「a 基盤整備事業の対象地になったことによる編入（農地）」と「c 2 土地改良事業等の対象地（法第10条第3項第2号）等の要件に該当するため編入」が重複する場合は、「c 2」欄を優先して記載する(aの欄は、記載しない)。なお、「c 2」欄は、その土地が法で定める要件に既に合致している場合である。
- (5) 「c その他農業上の利用を確保する観点等から農用地等とすることが適当な土地と認められた農地」欄の内訳において、理由が重複する場合は、上欄を優先し記載する(重複記載しない)。例えば、c 1の理由とc 3の理由がある場合は、「c 1」欄のみに記載し、「c 3」欄には記載しない。
- (6) 「a」と「c」の合計面積は、「7. 農業振興地域内の農用地等の編入・除外等の状況」の「a 編入」欄の農地の計と一致させる。

10. 農用地区域からの除外の理由別面積

※ 上段＝前年、下段＝当該年 (単位：h a)

農用地区域から除外した理由	農地面積	
	前年	当該年
a 地方公共団体等の具体的な計画によって、農用地区域に含まれない農地となったため (法第10条第4項、第15条の2第1項等)		
b 上記以外で農地転用されることが確実となったため (法第13条第2項)		
c その農地が農用地区域の設定条件を満たさなくなり、農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなったため (法第10条第3項第5号等) (c1 + c2)		
c1 集落介在や山間点在等の自然的条件によるもの		
c2 地区内の農地が耕作放棄されている等の農業経営の動向によるもの		
合 計 (a + b + c)		

記載等注意

- (1) 農用地区域から除外された全ての農地(「「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準の策定について(平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知)」に基づき、農用地区域に残置しないと判断し、農用地区域から除外することとなった土地を含む)を記載すること。
- (2) 除外の理由が重複する場合は、上欄を優先し記載する(重複記載しない)。例えば、c1の理由とc2の理由がある場合は、「c1」欄のみに記載し、「c2」欄には記載しない。
- (3) 合計面積は、「7. 農業振興地域内の農用地等の編入・除外等の状況」の「b除外」欄の農地の計と一致させる。

11. 集团的に存在する農用地の規模別基盤整備事業の実施状況別面積

※ 上段=前年、下段=当該年

(単位：h a)

規模等 土地の区分	20ha以上				10～20ha				10ha未満				農地面積計			
	基盤整備 実施済み	うち、区 画整理等 実施済み	未実施	計	基盤整備 実施済み	うち、区 画整理等 実施済み	未実施	計	基盤整備 実施済み	うち、区 画整理等 実施済み	未実施	計	基盤整備 実施済み	うち、区 画整理等 実施済み	未実施	計
	農用地区域内 農地															
農地(耕地)																
荒廃した耕 作放棄地																
農振白地地域 内農地																
農地(耕地)																
荒廃した耕 作放棄地																

記載等注意

- (1) 集团的に存在する農用地の規模の判断は、道路、鉄道、その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等で区切られた区域で判断するが、通作等に支障が生じないものである場合には、一団の土地とする。
- (2) 集团的に存在する農用地の規模の範囲は、農用地(田、畑、樹園地、採草放牧地)により定め、面積は、農地(田、畑、樹園地)の面積を記載する。
- (3) 「うち、区画整理等実施済み」とは、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗きょ排水等の事業(規則第4条の3第1号ロからホまでに掲げる事業)をいう。
- (4) 「農地面積計」欄の「基盤整備済み」及び「未実施」の各面積は、「6. 農業振興地域内の農用地等の面積」の「基盤整備済み」及び「基盤整備未実施」の面積とそれぞれ一致させる。

改正後	現 行
第5 市町村農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料参考例	
様 式	記 載 要 領
<p>目 次 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 農業生産基盤の現状</p> <p>1 農地の整備率 (略)</p> <p>2 水田における排水の状況 (略)</p> <p>3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況 (略)</p> <p>農業生産基盤整備状況図 別添</p> <p>第5 農用地等の保全及び利用の現状</p> <p>1 農家の戸数の動向及び見通し (略)</p> <p>2 耕地の拡張及びかい廃 (略)</p> <p>3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況 (略)</p> <p>農用地等保全整備状況図 別添</p> <p>4 農用地の流動化の現状 (略)</p> <p>(1)権利移動の動向 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>① 「現在」欄は、「農業農村整備基本調査実施要領の制定について」(平成12年3月24日付け12構改C第201号農林水産省構造改善局長通知)に基づく<u>土地利用基盤整備基本調査</u>(以下「4次基本調査」という。)の結果を参考にし、その後の整備状況に造成及びかい廃の状況を踏まえ記入する。</p> <p>② (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>4次基本調査</u>の結果を参考にする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>① 最近3か年について、「<u>農地の権利移動・借賃等調査</u>」及び「<u>田・畑売買価格等に関する調査</u>」結果等により記入する。</p>

(2) 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別 (略)

② (略)

5 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の現状 (略)

①～③ (略)

①～④ (略)

6 地域農業集団及び農業生産組織等の組織化の現状 (略)

(略)

7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積 (略)

(略)

第6～第12 (略)

(略)

第6 (略)

改正後	現 行
	第5 市町村農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料参考例
様 式	記 載 要 領
<p>目 次 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 農業生産基盤の現状</p> <p>1 農地の整備率 (略)</p> <p>2 水田における排水の状況 (略)</p> <p>3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況 (略)</p> <p>農業生産基盤整備状況図 別添</p> <p>第5 農用地等の保全及び利用の現状</p> <p>1 農家の戸数の動向及び見通し (略)</p> <p>2 耕地の拡張及びかい廃 (略)</p> <p>3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況 (略)</p> <p>農用地等保全整備状況図 別添</p> <p>4 農用地の流動化の現状 (略)</p> <p>(1) 権利移動の動向 (略)</p>	<p>① 「現在」欄は、「<u>農業基盤情報基礎調査実施要領の制定について</u>」(平成20年4月1日付け19農振第1984号農林水産省大臣官房企画課長・生産局長・経営局長・農村振興局長連名通知)に基づく<u>農業基盤情報基礎調査の結果を参考にし、その後の整備状況に造成及びかい廃の状況を踏まえ記入する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>農業基盤情報基礎調査の結果を参考にする。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>① 最近3か年について、「<u>土地管理情報収集分析調査</u>」及び「田・畑売</p>

<p>(2) 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別 (略)</p> <p>5 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の現状 (略)</p> <p>6 地域農業集団及び農業生産組織等の組織化の現状 (略)</p> <p>7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積 (略)</p> <p>第6～第12 (略)</p>	<p>買価格等に関する調査」結果等により記入する。</p> <p>② (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>第6 (略)</p>	

改正後	現 行
第7 農業用施設用地例（法第3条第4号該当施設）	
該当するもの	該当しないもの
<p>【生産施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育苗関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・育苗（苗供給）施設 ・種苗貯蔵施設 ○栽培関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・園芸栽培施設（温室（人工光型栽培施設、管理施設を含む）等） ・果樹棚 ・果樹園管理施設 ・きのこ栽培施設 ・球根等冷蔵施設 ・球根乾燥貯蔵施設 ・訪花昆虫増殖施設 ・花粉開やく貯蔵施設 ・定置配管施設（水源施設、揚水施設、送水施設、薬剤調合施設） ・給水施設 ・軌条式・索道式運搬施設 ○病害虫・鳥獣害防止関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫防除施設 ・鳥獣害防止施設 ○飼養関係施設 （養牛、養豚、養鶏など） <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、鶏舎 ・管理舎（看視舎） ・サイロ ・乾草舎 ・飼料調製室 ・運動場 ・家畜用水施設 ・電気導入施設 ・育すう施設 ・分娩室 ・薬浴施設 ・家畜人工授精施設 ・ふ卵施設 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜市場 家畜診療施設 ペット、観賞用動物飼育施設 乗馬施設 養魚施設

<ul style="list-style-type: none"> ・パドック、給水（塩）施設、避難舎（養蚕） ・蚕室 ・上ぞく収繭室 ・催育施設 ・蚕種採取施設 ・桑苗供給施設 	<p style="text-align: center;"><u>乾繭施設、貯繭施設</u></p>
<p>【調製・貯蔵、流通関連施設】</p> <p>○調製・貯蔵関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穀類共同乾燥調製貯蔵施設（ライスセンター、カントリーエレベーター） ・乾燥施設 ・米品質改善管理センター ・米穀倉庫 ・青果物貯蔵施設（予冷、常温、低温、冷凍等） ・保冷貯卵施設 ・特産物選別調製施設 ・さとうきび集中脱葉施設 <p>○集出荷関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選果場 ・集荷場 ・集出荷所（集送センター） ・選果包装施設 ・集出荷（集乳・集卵）施設 ・繭集出荷施設 <p>○農業生産資材等保管施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産用資材庫（肥料倉庫、農機具用燃料貯蔵施設等） ・貯桑庫 	<p style="text-align: center;"><u>農産物包装処理出荷施設（ダンボール、パックの製造）</u></p>
<p>【格納施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具格納庫 ・農機具収納舎 	<p style="text-align: center;"><u>農機具修理施設</u></p>
<p>【加工・販売施設】</p> <p>○製造（加工）施設※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もち加工施設 ・果汁（びん詰、缶詰）製造施設 ・果実酒醸造施設 ・漬物製造施設 ・野菜加工施設 ・い草加工施設 ・製茶施設 ・食肉（鶏）処理加工施設 ・アイスクリーム、チーズ、バター製造施設 	

○販売施設※2
・農畜産物販売施設

【ふん尿処理、たい肥製造、農業廃棄物処理施設】
・農業廃棄物処理施設（もみがら処理施設等）
・家畜ふん尿処理施設
・たい肥化処理施設（たい肥舎、たい肥盤）
・たい肥貯蔵施設
・たいきゅう肥舎

排水処理等公害対策施設

【その他】
・農作業準備休養施設（休憩施設、東屋、パーゴラ、ベンチ、更衣所、水飲・手洗場、便所等）
・営農飲雑用水施設
・市民農園関係施設☆（温室、農産物調製施設、農産物貯蔵施設、農作業準備休養施設（休憩施設、東屋、パーゴラ、ベンチ、更衣所、水飲・手洗場、便所等）、農機具収納施設、たい肥舎、肥料倉庫、ゴミ置場（廃棄された農産物等の処理施設）、施設に附帯する駐車場、駐輪場、管理施設）

宿泊施設
講習施設

（注1）規定する農業用施設は、個人利用施設であると共同利用施設であると問わないが、主としてその農業者又はその農業者の構成する団体が管理利用する施設でないものはなじまない。

（注2）農業用施設等の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、便所、事務所等については、当該農業用施設等に併設して設置される場合には、農業用施設に含まれる。

※1 農業用施設用地の対象とする製造（加工）施設

当該施設を設置・管理する農業者自らが生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域内で生産される農畜産物（以下「農業者自らの生産する農畜産物等」という。）の製造（加工）施設であって、農業者自らの生産する農畜産物等の使用の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いものに限る。なお、農畜産物を製造（加工）するために、必要不可欠な農畜産物以外の原材料を使用することは差し支えないと考えられる。

※2 農業用施設用地の対象とする販売施設

農業者自らが生産する農畜産物等の販売施設又は農業者自らが生産する農畜産物等を原材料として製造（加工）したものを販売する施設であって、農畜産物の販売施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物等の販売の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いもの、農畜産物を原材料として製造（加工）したものを販売する施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物等を量的又は金額的に5割以上使用して製造（加工）したものを販売するものに限る。なお、農畜産物を製造（加工）するために、必要不可欠な農畜産物以外の原材料を使用することは差し支えないと考えられる。

☆ 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項第2号の市民農園施設

改正後	現 行
	第7 農業用施設用地例（法第3条第4号該当施設）
該当するもの	該当しないもの
<p>(米麦)</p> <p><u>育苗（苗供給）施設</u> <u>農機具格納庫</u> <u>カントリーエレベータ</u> <u>ライスセンター</u> <u>麦乾燥施設</u> <u>籾がら処理加工施設</u> <u>たい肥舎</u> <u>米品質改善管理センター</u> <u>米穀倉庫</u> <u>もち加工施設 ※</u></p> <p>(果樹)</p> <p><u>選果場</u> <u>集荷場</u> <u>低温貯蔵庫</u> <u>常温 〃</u> <u>農機具格納庫</u> <u>訪花昆虫増殖施設</u> <u>花粉開薬貯蔵施設</u> <u>たい肥舎</u> <u>育苗（苗供給）施設</u> <u>定置配管施設（水源施設、揚水施設、送水施設、薬剤調合施設等）</u> <u>軌条式・索道式運搬施設</u> <u>果樹棚</u> <u>柿の脱渋施設</u> <u>夜蛾防除施設</u> <u>果樹園管理施設</u> <u>果汁（びん詰、缶詰）製造施設 ※</u> <u>果実酒醸造施設 ※</u></p> <p>(野菜)</p> <p><u>温室</u> <u>温室管理施設（集中管理棟、ボイラー室、ポンプ室、石油タンク、高圧受変電施設、貯水槽、薬液調合槽等）</u> <u>農機具格納庫</u></p>	

たい肥製造施設（たい肥舎、たい肥盤）

定置配管施設

育苗（苗供給）施設

集出荷所（集送センター）

貯（冷）蔵施設

予冷施設

農業生産用資材庫

冷凍施設

塩蔵 //

選果包装施設

乾燥施設

れき耕施設

溶液栽培施設

きのこ栽培施設

漬物製造施設 ※

野菜加工施設 ※

（特産物）

育苗（苗供給）施設

種苗貯蔵施設

集出荷貯蔵施設

選別調整施設（①荒茶製造、こんにやく荒粉製造、みつまた・こうぞの叩解・除滓、香料・薬用・染料作物の蒸熱のため
の施設、②乾燥施設）

たい肥製造貯蔵施設

農機具収納舎

定置配管施設

給水施設

集中脱葉施設

加工施設（い草加工施設、精茶施設等） ※

（花き）

育苗（苗供給）施設

定置配管施設

農機具格納庫

温室（管理施設を含む。）

球根等冷蔵施設

球根乾燥貯蔵施設

集出荷施設

（養蚕）

稚蚕用蚕室

壮蚕用蚕室

上族収繭室

繭集出荷施設

堆厩肥舎

貯桑庫

農機具格納庫

乾繭施設

貯繭施設

定置配管施設
桑苗供給施設
催青施設
蚕種採取施設

(畜産)

畜舎（鶏舎）
管理舎（看視舎）
サイロ
乾草舎
飼料調整室
たい肥舎
たい肥盤
運動場
肥料庫（乾燥庫）
家畜用水施設
電気導入施設
集出荷（集乳・集卵）施設
農機具格納庫
家畜ふん尿処理施設
保冷貯卵施設
育すう施設
分娩室
薬浴施設
家畜人工授精施設
ふ卵施設
パドック、給水（塩）施設、避難舎
食肉（鶏）処理加工施設 ※
アイスクリーム、チーズ、バター製造施設 ※

(市民農園施設) ☆

温室
農産物調整施設
農産物貯蔵施設
農作業準備休養施設（休憩施設、東屋、パーゴラ、ベンチ、更衣所、水飲・手洗場、便所等）
農機具収納施設
たい肥舎
肥料倉庫
ゴミ置場（廃棄された農産物等の処理施設）
上記の施設に付帯する駐車場、駐輪場、管理施設

(その他)

病虫害防除施設
多目的恒温恒湿貯蔵施設
営農飲雑用水施設
農作業準備休養施設
農舎

家畜市場
家畜診療施設
ペット、観賞用動物飼育施設
乗馬施設

宿泊施設
講習施設

農産物包装処理出荷施設（ダンボール、パックの製造）
排水処理等公害対策施設
農機具修理施設
養魚施設

肥料倉庫
農機具用燃料貯蔵施設
農業廃棄物処理施設（ふん尿処理を除く。）
農産物販売施設（農業者が設置するものに限る。）

（注）※ 農業用施設用地の対象とする加工・販売施設

1 製造・加工施設にあつては次の要件を満たす施設であること

- 1) 当該施設を設置管理する農業者（以下「農業者」という。）自らが生産する農畜産物の製造（加工）施設であること
- 2) 農業者自らの生産する農畜産物の使用の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多い場合であること

2 販売施設にあつては次の要件を満たす施設であること

- 1) 農業者自らが生産する農畜産物の販売施設又は農業者自らが生産する農畜産物を製造（加工）したものを販売する施設であること
- 2) 農畜産物の販売施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物の販売の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いものであり、農業者自らが生産する農畜産物を製造（加工）したものを販売する施設にあつては、農業者自らの生産する農畜産物を量的又は金額的に5割以上使用して製造（加工）したもののみを販売するものであること

☆ 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項第2号の市民農園施設

第8～第10 （略）

○「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)

改正後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 農地又は採草放牧地の転用</p> <p>1 法第4条第2項関係</p> <p>(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準(以下「立地基準」という。法第4条第2項第1号及び第2号)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 良好な営農条件を備えている農地(第1種農地。法第4条第2項第1号ロ)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 許可の基準</p> <p>第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの(次に掲げるものにあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号イ、則第33条)。</p> <p>「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。</p> <p><u>(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設</u></p> <p><u>i 農業用施設には、次の施設が該当する。</u></p> <p><u>(i) 農業用道路、農業用排水路、防風林等農地等の保</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 農地又は採草放牧地の転用</p> <p>1 法第4条第2項関係</p> <p>(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準(以下「立地基準」という。法第4条第2項第1号及び第2号)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 良好な営農条件を備えている農地(第1種農地。法第4条第2項第1号ロ)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 許可の基準</p> <p>第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの(次に掲げるものにあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号イ、則第33条)。</p> <p>「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。</p> <p>(新設)</p>

全又は利用の増進上必要な施設

(ii) 畜舎、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(iii) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

ii 農畜産物処理加工施設には、その地域で生産される農畜産物を原料として処理又は加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

iii 農畜産物販売施設には、その地域で生産される農畜産物の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。

iv 耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ等については、農業用施設に該当する。

また、農業用施設、農畜産物処理加工施設又は農畜産物販売施設（以下iv及びvにおいて「農業用施設等」という。）の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、事務所等については、当該施設等と一体的に設置される場合には、農業用施設等に該当する。

v 農業用施設等に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合、当該設備等が次に掲げる事項のすべてに該当するときには、農業用施設に該当する。

(i) 当該農業用施設等と一体的に設置されること。

(ii) 発電した電気は、当該農業用施設等に直接供給すること。

(iii) 発電能力が、当該農業用施設等の瞬間的な最大消費電力を超えないこと。ただし、当該農業用施設等の床面積を超えない規模であること。

(b) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

(c) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

(a) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設など都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

(b) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

(略)

(d) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

(略)

(e) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、また、「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。

この場合、集落周辺の農地は、集落に居住する者の営農上必要な苗畑、温室等の用途に供されている場合も多いことから、地域の農業振興の観点から、当該集落の土地利用の状況等を勘案して周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項のすべてに該当する場合には、集落に接続していると判断しても差し支えない。

i 申請に係る農地の位置からみて、集团的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。

ii 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められること。

d (略)

e 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ハ、則第35条）。

(a)～(c) (略)

(d) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。

また、「これらに類する施設」には、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設が該当する。

なお、コンビニエンスストア及びその駐車場については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備

(略)

(c) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

(略)

(d) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、また、「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。

(新設)

d (略)

e 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ハ、則第35条）。

(a)～(c) (略)

(d) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。

また、「これらに類する施設」には、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設が該当する。

(新設)

えているコンビニエンスストア及びその駐車場が自動車の運転者の休憩所と同様の役割を果たしていることを踏まえ、当該施設は、「これらに類する施設」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

i 一般国道又は都道府県道の沿道の区域

ii 高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

「高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口」とは、いわゆるインターチェンジをいう。

(e)・(f) (略)

f～h (略)

ウ 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第12条）

(ア) (略)

(イ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第1種農地より更に限定される。

a・b (略)

c イの(イ)のcの(a)から(e)までに掲げる施設(同(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるもの)に限り、同(e)に掲げる施設にあつては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。の用に供するため行われるものであること（令第10条第1項第2号イ、則第33条）。

(略)

d～g (略)

エ (略)

オ エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第2種農地。法第4条第2項第1号ロ(2)）

(ア) (略)

i 一般国道又は都道府県道の沿道の区域

ii 高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

「高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口」とは、いわゆるインターチェンジをいう。

(e)・(f) (略)

f～h (略)

ウ 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第12条）

(ア) (略)

(イ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第1種農地より更に限定される。

a・b (略)

c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設又はイの(イ)のcの(a)から(d)までに掲げる施設(同(a)から(d)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるもの)に限り、同(d)に掲げる施設にあつては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。の用に供するため行われるものであること（令第10条第1項第2号イ、則第33条）。

(略)

d～g (略)

エ (略)

オ エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第2種農地。法第4条第2項第1号ロ(2)）

(ア) (略)

(イ) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

(なお書き 略)

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。

a (略)

b 転用行為がイの(イ)のc、d、g又はhのいずれかに該当する場合(令第10条第2項)

この場合、イの(イ)のcの**(b)から(e)までに掲げる施設**にあっては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによってその目的を達成することができると認められるものであっても、許可をすることができる(則第33条括弧書)。

(なお書き 略)

カ (略)

(2) 立地基準以外の基準(一般基準。法第4条第2項第3号から第5号まで)

(1)の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

ア 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合(法第4条第2項第3号)

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(ア)～(キ) (略)

(ク) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない(則第47条第5号)。

a・b (略)

c 農地中間管理機構が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

d～s (略)

イ・ウ (略)

2～8 (略)

第3・第4 (略)

(イ) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

(なお書き 略)

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。

a (略)

b 転用行為がイの(イ)のc、d、g又はhのいずれかに該当する場合(令第10条第2項)

この場合、イの(イ)のcの**(a)から(d)までに掲げる施設**にあっては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによってその目的を達成することができると認められるものであっても、許可をすることができる(則第33条括弧書)。

(なお書き 略)

カ (略)

(2) 立地基準以外の基準(一般基準。法第4条第2項第3号から第5号まで)

(1)の立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには、許可をすることができない。

ア 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合(法第4条第2項第3号)

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(ア)～(キ) (略)

(ク) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない(則第47条第5号)。

a・b (略)

c 農地保有合理化法人が農業用施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該施設の用に供されることが確実と認められるとき。

d～s (略)

イ・ウ (略)

2～8 (略)

第3・第4 (略)